

令和6年度  
固定資産税（償却資産）  
申告の手引き



ふじキユン♡

申告期限

令和6年 **1月31日(水)**

※期限間近になると窓口が大変混雑しますので、  
1月19日(金)頃までに申告くださるようご協力ください。

藤 沢 市

# も く じ

## I 固定資産税(償却資産)の申告について

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 償却資産とは                        | 1   |
| 2. 申告が必要な方                       | 1   |
| 3. 申告書の提出方法について                  | 1   |
| (1) 書類で申告書を提出する                  |     |
| (2) インターネット(エルタックス)により申告データを提出する |     |
| 4. 申告方式と提出書類について                 | 2、3 |
| (1) 申告方式について                     |     |
| (2) 提出書類について                     |     |
| (3) 特定の資産がある場合の提出書類について          |     |
| 5. 調査への協力をお願い                    | 3   |
| 6. 過年度遡及について                     | 3   |
| 7. マイナンバー(個人番号)・法人番号             | 3   |
| (1) マイナンバーの記載について                |     |
| (2) 個人の方は申告時本人確認が必要です            |     |

## II 申告の対象となる償却資産について

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 申告の対象となる償却資産       | 4 |
| 2. 申告の対象とならない償却資産     | 4 |
| 3. 償却資産の種類と具体例        | 5 |
| 4. 家屋と償却資産の区分について     | 6 |
| 5. 業種別の主な償却資産一覧       | 7 |
| 6. 国税(所得税・法人税)との主な違い  | 8 |
| 7. 非課税資産及び課税標準の特例について | 9 |
| (1) 非課税資産について         |   |
| (2) 課税標準の特例について       |   |

## III 申告書の記載のしかた

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例 | 10、11 |
| 2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例 | 12、13 |
| 3. 種類別明細書(減少資産用)の記入例     | 14、15 |

## IV 評価額の計算方法から納税まで

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1. 評価額の計算方法 | 16、17 |
| 2. 価格の決定    | 17    |
| 3. 税額の算出方法  | 17    |
| 4. 納期及び納付方法 | 17    |

## V よくある質問

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 固定資産税(償却資産)の申告にかかるよくある質問(FAQ) | 18~21 |
|-------------------------------|-------|

# I 固定資産税（償却資産）の申告について

## 1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方やアパートや駐車場などを他者に貸し付けている方が、**その事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産**を償却資産といい、償却資産に対しては、土地や家屋と同じように固定資産税が課されます。

申告いただく償却資産の具体例等については4ページ「申告の対象となる償却資産について」をご参照ください。

## 2. 申告が必要な方

毎年1月1日現在、「藤沢市内に償却資産を所有している」もしくは「藤沢市内の事業者に償却資産を貸し付けている」すべての法人又は個人の方に申告いただく必要があります。

**※前年まで申告した資産に増減がない方（はがき「償却資産申告書の省略について」の送付対象者を除く）、該当する資産がない方、廃業・解散や事業所の市外転出等された方につきましても申告が必要です。**

申告書の「18備考(添付書類等)」内から該当する番号に○印を付け、提出をお願いします。

## 3. 申告書の提出方法について

申告書の提出方法は、書類を持参もしくは郵送いただく方法とインターネット（エルタックス）により申告データを提出する方法があります。

### (1) 書類で申告書を提出する

本市からお送りした申告書（複写式）や、お手持ちの会計ソフト等を使って作成した申告書（法定様式である必要があります）に記入し、藤沢市役所資産税課へ持参もしくは郵送で提出いただく方法です。市民センター・公民館では受付できません。

**郵送にて提出する方で、本市の收受印を押した申告書控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した封筒を同封してください。同封されていない場合は返送できません。**

### (2) インターネット（エルタックス）により申告データを提出する

地方税ポータルサイト(エルタックス)を利用することで、自宅やオフィスからインターネットを通じ、償却資産の申告書作成から提出までを行うことができます。データ管理や申告書提出の容易性、複数の市町村への申告がまとめて一度にできるなど、様々なメリットがあります。

#### e L T A X (エルタックス)に関するお問い合わせ先

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」<https://eltax.custhelp.com/>



※正当な理由なく申告されなかった場合は、地方税法第386条及び藤沢市市税条例第51条により過料を科される場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には地方税法第385条により罰金を科せられる場合がありますのでご注意ください。

#### 4. 申告方式と提出書類について

償却資産の申告については、毎年一つ一つの資産について増加・減少を申告いただく①「増減申告方式」と、毎年全ての資産の所有状況を申告いただく②「電算申告方式」の2とおりがあります。

それぞれの申告方式によって提出書類が異なりますので、下の一覧表から提出書類をご確認ください。また、特定の資産がある場合は別途提出いただく書類がございますので、3ページ「特定の資産がある場合の提出書類について」をご参照ください。

##### (1) 申告方式について

###### ①増減申告方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は本市が行います。なお、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも申告書の提出が必要です。

###### ②電算申告方式

賦課期日である1月1日時点で所有しているすべての資産について、申告者が自社電算システム等により評価額等を算出し、申告していただく方式です。

なお、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、すべての資産について当該年度の評価額等を計算し、**申告書及び全資産明細書を提出していただく必要があります。**

##### (2) 提出書類について

該当する欄を確認の上、申告書等を作成し、提出をお願いいたします。

申告用紙等の書き方については10ページ「申告書の記載のしかた」をご覧ください。

申告方式	申告していただく方		提出書類			申告書「18備考」欄の記入方法 (下記の番号に○をつけてください。)
			申告書 (緑色)	種類別明細書		
				増加資産・ 全資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
増減申告方式	初めて申告する	該当する資産がある	○	○		2. 全資産申告（新規）
		該当する資産がない	○			4. 該当資産なし
	前年度に申告した	資産の内容は変わらない	○			3. 昨年中の資産の増減なし ※申告省略はがき送付者を除く
		増加した資産のみある	○	○		1. 増減申告（増加・減少資産あり）
		減少した資産のみある	○		○	
		増加・減少両方ある	○	○	○	
		当初より資産がない	○			4. 該当資産なし
廃業、解散、市外転出した	○			5. 廃業・解散・転出等 ※年月も記入してください。		
電算申告方式	初めて申告する	該当する資産がある	○	○		2. 全資産申告（新規） ※必ず全資産の明細を添付してください。
		該当する資産がない	○			4. 該当資産なし
	前年度に申告した	該当する資産がある	○	○		2. 全資産申告（電算） ※必ず全資産の明細を添付してください。
		該当する資産がない	○			4. 該当資産なし
		廃業、解散、市外転出した	○			5. 廃業・解散・転出等 ※年月も記入してください。

### (3) 特定の資産がある場合の提出書類について

内 容	提出書類
課税標準の特例が適用される資産を所有している場合 ※9ページもご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税標準の特例に関する届出書兼明細書</li> <li>・特例に該当する事実を証明する書類</li> </ul>
非課税資産を所有している場合 ※9ページもご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税(償却資産)非課税等申告書</li> <li>・非課税に該当する事実を証明する書類</li> </ul>
短縮耐用年数を適用している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税局長の承認通知書(写)</li> </ul>
増加償却をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署長への届出書(写)</li> </ul>
減免該当資産を所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・減免に該当する事実を証明する書類</li> </ul>

### 5. 調査への協力をお願い

本市では、適正かつ公平な課税を行うため地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づく訪問調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)や、第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)に基づき、税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査を行っています。

これらの調査の中で、申告内容を確認するために必要な帳簿類や参考資料等の提出や現場確認及び電話による問い合わせ等を行いますので、ご協力をお願いいたします。

### 6. 過年度遡及について

調査に伴う申告内容の修正や申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分)遡及することとなります。

### 7. マイナンバー(個人番号)・法人番号

#### (1) マイナンバーの記載について

平成28年1月に社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書を提出する場合は、所定の欄に個人の方は個人番号を、法人にあっては法人番号を記載ください。

なお、以前申告をされている方で、マイナンバー(個人番号)を把握できている方については、申告者に「\*」が印字されていますので記載不要となります。

#### (2) 個人の方は申告時本人確認が必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した償却資産申告書の提出の際は、マイナンバー確認(正しい番号であることの確認)と本人確認(申請者が番号の正しい持ち主であることの確認)をさせていただきます。

#### ア 本人が申告書を提出する場合

マイナンバー確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード ・通知カード※</li> <li>・住民票の写し(マイナンバーが記載されたもの)等のいずれか1点</li> </ul>
本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・運転免許証等の顔写真付き身分証明書 等のいずれか1点</li> </ul>

#### イ 代理人が申告書を提出する場合

本人のマイナンバー確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の個人番号カード(マイナンバーが記載された面)の写し</li> <li>・本人の通知カードの写し※</li> <li>・本人の住民票の写し(マイナンバーが記載されたもの)等いずれか1点</li> </ul>
代理人の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の個人番号カード</li> <li>・代理人の運転免許証等の顔写真付き身分証明書</li> <li>・代理人の税理士証票 等のいずれか1点</li> </ul>
代理権の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務代理権限証書</li> <li>・委任状 等のいずれか1点</li> </ul>

※通知カードの記載事項が住民票の記載と一致している場合は、番号確認資料としてご利用いただけます。

## Ⅱ 申告の対象となる償却資産について

### 1. 申告の対象となる償却資産

申告の対象となる償却資産は、毎年1月1日現在、事業の用に供することができる土地・家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価額（附帯費用を含む）が10万円以上の資産です。

具体例については、5ページ「償却資産の種類と具体例」をご参照ください。

また、次のような資産も申告の対象になります。

- (1) テナント（賃借人）等が建物に施した附属設備（内装、空調設備等）
- (2) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産
- (3) 償却済み資産（耐用年数を経過しても、現に事業の用に供している資産）
- (4) 決算期以後に取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- (5) 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供している資産）
- (6) 建設仮勘定で経理しているが、一部又は全部が1月1日までに完成している資産
- (7) リース資産（他の事業者に貸し付けている資産）
- (8) 遊休資産、未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- (9) 代金が完済していないものでも、現に事業の用に供している資産
- (10) 償却資産の改良費のうち、資本的支出として計上された資産
- (11) 美術品等について、「法人税基本通達7-1-1」等に規定される減価償却資産として取り扱うもの

### 2. 申告の対象とならない償却資産

- (1) 繰延資産（創立費、開業費等）、棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (2) 牛、馬、果樹、その他生物（興行用又は観賞用動植物は申告対象）
- (3) 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等）
- (4) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- (6) 使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- (7) ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者の取得価額が20万未満のもの

#### 【参考】取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取り扱い

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
	個別減価償却	対象（※）	対象	対象
中小企業者等の 少額資産特例	対象（※）	対象	対象	
一時損金算入	対象外			
3年一括償却	対象外	対象外		

※法人の場合は10万円未満でも、税務会計上固定資産勘定に資産計上し、減価償却しているものは申告対象となります。

### 3. 償却資産の種類と具体例

償却資産の種類と具体例は次のとおりです。これらは法人税確定申告書の「別表16の(1)、(2)、(7)、(8)、(減価償却明細書内訳表)」又は所得税確定申告書の「減価償却費の計算欄」に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車、及び無形固定資産等を除いたものと概ね一致します。

資産の種類		具 体 例
第1種	構 築 物	門、ブロック塀、フェンス、擁壁(土留め)、路面舗装(駐車場舗装)、看板(広告塔)、屋外給排水設備、屋外照明施設、カーポート、自転車置場、外構工事等
	建物附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備や蓄電池設備など、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備</li> <li style="padding-left: 20px;">※詳しくは6ページ「家屋と償却資産の区分について」をご参照ください。</li> <li>・テナント(賃借人)が設置した内装、内部造作、給排水設備、空調設備、電気設備、ガス設備等</li> <li style="padding-left: 20px;">※この場合の申告義務者はテナント(賃借人)です。</li> </ul>
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食料製造加工機械、モーターやポンプなどの汎用機械類、土木建設機械、太陽光発電設備、その他各種産業用機械及び装置等
第3種	船 舶	客船、貨物船、モーターボート、ヨット、漁船、釣り船、水上バイク等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	<p>フォークリフト等の大型特殊自動車(車体種別番号が「0、00から09」及び「000から099」、「9、90から99及び900から999」のもの)、台車等</p> <p><b>【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】</b></p> <p>次に掲げる要件のひとつでも満たす場合は、大型特殊自動車であり、固定資産税(償却資産)の申告対象資産となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)自動車の長さが4.70mを超えるもの</li> <li>(2)自動車の幅が1.70mを超えるもの</li> <li>(3)自動車の高さが2.80mを超えるもの</li> <li>(4)最高時速が15km/hを超えるもの</li> </ul> <p>※農耕作業用自動車については、最高時速が35km/h以上のものであれば大型特殊自動車となります。</p>
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、レジスター、陳列ケース、冷暖房器具、厨房用品、カラオケなどの音響機器、応接セットなどの家具、カーテン、測定工具、検査工具、取付工具等

#### 4. 家屋と償却資産の区分について

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、空調設備などの「建物附属設備」が取り付けられています。

法人税又は所得税法上、家屋(建物)として一括で減価償却している場合も、地方税法上は下表のように「家屋の課税対象となるもの」と「償却資産の課税対象となるもの」とを分けて取り扱います。

テナント(賃借人)が施工した建物附属設備については、下表の「家屋の課税対象となるもの」に記載された設備も償却資産として申告が必要ですのでご注意ください。

設備の種類		償却資産の課税対象となるもの	家屋の課税対象となるもの
電気設備	電灯照明設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	電源(コンセント)設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	中央監視設備	中央監視制御装置一式	
	配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	発電機、蓄電池設備等	
	放送拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等	
	通信設備	電話機、交換機、LAN設備等	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、独立高架水槽、井戸	屋内設備
	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器、貯湯式湯沸器、貯湯そう等)	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用)、中央式給湯設備
	ガス設備	屋外設備、生産事業用設備	屋内設備
	衛生設備	洗濯機、脱水機、流し台等	洗面器、大小便器等
	消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽	屋内消火栓、スプリンクラー
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁・窓付)、生産事業用の空調設備	ダクト、換気設備等、家屋(建物)と構造上一体となっている設備
その他設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、クレーン等	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーダー等
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービス設備、寮/病院/社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
	内装・造作等	簡易間仕切り、カウンター、陳列棚等で容易に取り外せるもの	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するもの
	外構工事	工事一式(門扉、緑化施設、フェンス、舗装等)	

## 5. 業種別の主な償却資産一覧

業種ごとに想定される主な償却資産を一覧にしました。5 ページ「償却資産の種類と具体例」、6 ページ「家屋と償却資産の区分について」をあわせてご活用ください。

( )内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数の一例です。各資産の耐用年数は、素材や用途又は業種等により異なる場合があります。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に掲げる法定耐用年数を使用してください。詳しくは、同省令を参照ください。

業 種	主な償却資産
共 通	冷蔵庫(6)、受変電設備(15)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、テレビ(5)、ファクシミリ(5)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、ルームエアコン(6)、コピー機(5)、タイムレコーダー(5)、金属製ロッカー(15)、金庫(20)、レジスター(5)、自動販売機(5)、駐車場等の舗装路面(コンクリート敷(15)、アスファルト敷(10))、看板(10)等
飲食業	食卓(5)、ガスレンジ(6)、椅子(5)、厨房用品(5)、カウンター(3)等
理容・美容業	理容・美容機器(5)、消毒殺菌用機器(4)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)等
医療・薬局業	調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、歯科診療ユニット(7)、手術機器(5)、レントゲン機器(6)等
小売業 精肉・鮮魚販売業	冷蔵ストッカー(4)、自動計量器(5)、冷凍(蔵)機内蔵型オープンショーケース(6)、冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉器(9)等
建設業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、足場(3)、可搬式小型発電機(10)、フォークリフト(4)等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス(15)、充電器(15)、コンプレッサー(15)、洗車機(15)、金属造独立キャノピー(45)、ガソリンスタンド設備(8)等
製造業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)等
不動産貸付業	金属造街路灯(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、立体駐車場機械装置部分(10)、集合郵便受け(10)、太陽光発電設備(17)等
娯楽業	パチンコ器(2)、両替機(5)、パチスロ器(3)、カラオケ(5)、ボウリング場用設備(13)、ゲームマシン(3)等

## 6. 国税(所得税・法人税)との主な違い

固定資産税(償却資産)と所得税・法人税では、その取扱いが異なる点があります。  
申告書を記入する上でご注意いただきたいポイントを次のとおりまとめました。

項目	固定資産税の取扱い	国税(所得税・法人税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日：1月1日)	事業年度(決算期)※法人税
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物以外の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得した資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	<b>認められません</b> (注1) ※圧縮前の取得価額を記入してください	認められます
特別償却・割増償却	<b>認められません</b> (注2)	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められません(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度額(償却可能限度額)	取得価額の100分の5 ※取替資産、鉱業用坑道を除く	備忘価格(1円)まで
改良費(資本的支出)	<b>区分評価</b> (注3) ※改良を加えた資産と改良費を区分して評価	原則区分評価(一部合算も可)
少額の減価償却資産 ※使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外	損金又は必要経費に算入が可能(法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 ※取得価額が20万円未満の減価償却資産	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 ※中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産	<b>課税対象</b> (注4)	損金又は必要経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 特別償却・割増償却は認められませんので、処理前の取得価額としてください。

(注3) 平成19年度税制改正により、国における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いに変更はありません。

(注4) 租税特別措置法の規定により、中小企業等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し、使用する取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得年度で合計300万円まで必要経費に計上又は損金に算入することができますが、固定資産税(償却資産)では課税対象となります。

## 7. 非課税資産及び課税標準の特例について

### (1) 非課税資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）非課税等申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

### (2) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。

該当する資産を所有される方は「課税標準の特例に関する届出書兼明細書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

#### 課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

適用条項		適用対象	特例割合	取得時期	適用期間
地方税法 第四十九 条の三	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
法附則 第一五 条	第25項	イ 太陽光発電設備 (1,000kw未満) ロ 風力発電設備 (20kw以上) ハ 地熱発電設備 (1,000Kw未満) ニ バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満)	1/2	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年間
		イ 太陽光発電設備 (1,000kw以上) ロ 風力発電設備 (20kw未満) ハ 水力発電設備 (5,000Kw以上)	7/12		
		イ 水力発電設備 (5,000kw未満) ロ 地熱発電設備 (1,000kw以上) ハ バイオマス発電設備 (10,000Kw未満)	1/3		
	第32項	子ども・子育て支援法に基づく補助を受け、企業主導型保育事業を行う特定事業所内保育施設	1/2	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	5年間
	第45項	認定を受けた「先端設備導入計画」に基づき取得した機械及び装置、工具・器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産）	1/2	「先端設備導入計画」の認定後（令和5年4月1日以降） ～令和7年3月31日	3年間
(上記対象に該当し、かつ認定を受けた計画が雇用者給与等支給額の増加に係るものについても記載された内容である場合、特例割合が1/3となり、取得時期により適用期間も変わります。)					
旧法附則 第六十四 条		認定を受けた「先端設備導入計画」に基づき取得した機械及び装置、工具・器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産）、事業用家屋、構築物	ゼロ	「先端設備導入計画」の認定後 ～令和5年3月31日	3年間

○この他の特例や非課税添付書類についてはお問い合わせください。また、市ホームページもあわせてご確認ください。



記載欄	記載のしかた
① 住所	住所は、個人にあっては住民登録地(住民票に記載された住所)を、法人にあっては法人登記簿上の登録地を記載してください。電話番号は代表番号を記載してください。印字された住所に変更がある場合は、赤の二重線で消し正しい住所地を記載した上、その理由を備考欄に記載してください。 住民登録地・法人登記簿上の登録地以外に納税通知書等の送付を希望する場合は、「納税通知書等の送付先」欄に記載してください。
② 氏名	氏名は、個人にあっては個人名を記載し、法人にあってはその名称及び代表者名を記載してください。また、屋号があれば記載してください。
③ 個人番号・法人番号	印字された氏名に変更がある場合は、赤の二重線で消し正しい名称を記載した上、その理由を備考欄に記載してください。
④ 事業種目	個人番号(マイナンバー[12桁])、法人番号(13桁)を左詰めで記載してください。 事業の種目を具体的に記載してください。
⑤ 事業開始年月	藤沢市内で事業を開始した年月と決算月を記載してください。
⑥ 申告の応答者	この申告内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
⑦ 税理士等	税務会計・経理を委託している場合、税理士等の住所、氏名及び電話番号を記載してください。
⑧ ⑭	該当する方を○で囲んでください。(⑧⑨)税務署の認可が必要、⑩⑪P9参照、⑫税務署への申告において活用されている場合、⑬税務署への申告の際使われる償却方法、⑭税務署への申告方法) 該当しない方を「*」で見えないように印字しています。
⑮ 資産の所在地	藤沢市内における事業所等資産の所在地を記載してください。4ヶ所以上ある場合は、別紙に記載し提出してください。
⑯ 借入資産	借入資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲み、“有”の場合は貸主の名称等を必ず記載してください。
⑰ 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲み、“借家”の場合は家屋所有者名を必ず記載してください。
⑱ 備考	次のような事項を記載してください。 (1) 住民登録地、又は法人登記所在地以外の場所へ納税通知書や申告書の送付を希望する場合の住所とその理由。 (2) 住所、氏名に変更がある場合のその理由。 (3) 増加償却の届出書の写し、非課税・課税標準の特例に該当する資産の届出書等、その他添付した書類の名称。 (4) 申告の種類(1～5)のうち該当する番号を○で囲んでください。
⑲ 前年前に取得したもの(イ)	令和5年度分の申告をした時の「取得価額計欄(二)」の数値が、資産の種類別に印字してあります。
⑳ 前年中に減少したもの(ロ)	令和5年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉑ 前年中に取得したもの(ハ)	令和5年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
㉒ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)	(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
㉓	増減申告の方は記載の必要はありません。自社の電算処理による全資産申告(電算申告)をされる方は記載してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和6年度		提出用		種類別明細書（増加資産・全資産用）		所有者名		枚のうち		
① 区分	② 修正	③ 年度	④ コード	⑤ 資産の名称等 (カタカナ、英字、数字等)	⑥ 数量	⑦ 取得年月	⑧ 取得価額	⑨ 取得数	⑩ 摘要	
1	9	1	1	1	1	1	3150000	15	1	
01	1	506	01	01	1	0506	3150000	15	1	
02	2	"	"	02	1	0510	2835000	12	1	
03	6	"	"	03	5	43012	1050000	4	1	
04	6	"	"	04	2	42912	300000	4	1	
05	"	"	"	05	"	"	"	"	"	
06	"	"	"	06	"	"	"	"	"	
07	"	"	"	07	"	"	"	"	"	
08	"	"	"	08	"	"	"	"	"	
09	"	"	"	09	"	"	"	"	"	
10	"	"	"	10	"	"	"	"	"	
11	"	"	"	11	"	"	"	"	"	
12	"	"	"	12	"	"	"	"	"	
13	"	"	"	13	"	"	"	"	"	
14	"	"	"	14	"	"	"	"	"	
15	"	"	"	15	"	"	"	"	"	
16	"	"	"	16	"	"	"	"	"	
17	"	"	"	17	"	"	"	"	"	
18	"	"	"	18	"	"	"	"	"	
19	"	"	"	19	"	"	"	"	"	
20	"	"	"	20	"	"	"	"	"	
小計								7335000		

元号改正により、令和2年度申告分から  
年度を3桁表示に変更しています。

記載欄	記載のしかた
① 所有者コード	申告書の所有者コード欄に表記されている番号を記載してください。 ただし、初めて申告する場合は、記載する必要はありません。
② 所有者名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」が複数ある場合は、2枚目のうち1枚目というようにページ数を記載してください。
③ 資産の種類	1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品の区分で記載してください。
④ 資産コード	年度(3ケタ)、ページ(2ケタ)、行(2ケタ)を記載してください。例：令和6年度1ページ目1行目506、01、01
⑤ 資産の名称等	資産の名称及び規格等をカタカナ・英字・数字等で20字以内で記載してください。 なお、濁点・カンマ等も1字となります。
⑥ 数量	取得した資産の数量を記載してください。
⑦ 取得年月	資産を取得した年月又は事業の用に供した年月を記載してください。 なお、年号については、「5」は令和を表します。平成の場合は「4」、昭和の場合は「3」に訂正してください。
⑧ 取得価額	当該資産の取得価額(荷役費、運送費、据付費、関税等を含む)を記載してください。 なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、圧縮相当額を含めた実際の取得価額を記載してください。 ＜消費税について＞ 税込経理方式を行っている方……消費税額を取得価額に含める。 税抜経理方式を行っている方……消費税額を取得価額に含めない。
⑨ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記載してください。 中古資産について見積耐用年数によっている場合……見積耐用年数
⑩ 増加事由	国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合……短縮耐用年数 資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。 当該資産について、次のような事項を記載してください。
⑪ 摘要	★非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項 ★増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ★前年度に申告漏れがあった場合はその旨の表示 ★その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

3. 種類別明細書（減少資産用）の記入例

提出用

種類別明細書（減少資産用）

令和6年度

区分 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	① 所有者コード				⑤ 資産の名称等 (カタカナ、英字、数字等)	⑥ 数量	⑦ 取得年月 年 月	⑧ 取得価額 千円	⑨ 計 用 数	⑩ 減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	⑫ 摘要	1 枚のうち 枚目
	9	1	1	1								
0	9	1	1	1								1
01	5000101	1	1	1	1	1	34909	2500000	15	⑪ ①・③・④	①・②	
02	2100101	1	1	1	1	1	42007	2600000	12	①・②・④	①・②	松本市へ移転
03	1000308	6	1	0	0	1	40903	315000	6	①・②・③・④	①・③	2台 630,000円のうち 1台 315,000円を売却
04	65050101	1	1	0	1	1	50406	250000	4	①・③・④	①・③	
05										①・②・③・④	①・②	
06										①・②・③・④	①・②	
07										①・②・③・④	①・②	
08										①・②・③・④	①・②	
09										①・②・③・④	①・②	
10										①・②・③・④	①・②	
11										①・②・③・④	①・②	
12										①・②・③・④	①・②	
13										①・②・③・④	①・②	
14										①・②・③・④	①・②	
15										①・②・③・④	①・②	
16										①・②・③・④	①・②	
17										①・②・③・④	①・②	
18										①・②・③・④	①・②	
19										①・②・③・④	①・②	
20										①・②・③・④	①・②	
小計								5665000				

令和5年1月1日以前に取得した資産のうち、令和5年中に売却・滅失・移動等により減少したものを記載してください。

記載欄		記載のしかた
①	所有者コード	申告書の所有者コード欄に表記されている番号を記載してください。
②	所有者名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(減少資産用)」が複数ある場合は、2枚目のうち1枚目というようにページ数を記載してください。
③	～	前年中に減少した資産について、同封した「償却資産種類別明細書(A4白黒印刷)」に基づいて記載してください。 ★④抹消コードは「償却資産種類別明細書(A4白黒印刷)」(下欄参照)の資産番号下7桁を記載してください。
⑩	申告年度	★資産の一部が減少した場合は、減少した数量及び取得価額を記載してください。
⑪	減少の事由及び区分	記載の必要はありません。 当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。
⑫	摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ★一部減少の金額の内訳 ★移動資産の移動先等

## 令和6年度 償却資産種類別明細書

連番	種類	資産番号 資産の名称	数量	取得年月		取得価額	耐用 年数	減価 残存率	前年度 評価額
				年	月				
1	6	000000001400101 エアコン	1	H12.	5	359,700	6	0.681	17,985
2	6	0000000002000101 サーバ、一	1	H19.	4	1,575,000	5	0.631	78,750
3	6	0000000002900101 コヒ。一キ	1	H28.	11	486,000	5	0.631	99,513
4	6	0000000005020101 インクジ、エツトプ。ロッター	1	R	1. 9	162,000	5	0.631	132,030
5	6	0000000005020102 ソクテイコウク、	1	H30.	8	2,131,920	5	0.631	1,096,371
		以下、余白							

※資産の名称、数量、取得年月及び耐用年数を訂正する場合には、償却資産種類別明細書を複写し、正しい数値等を赤字で記入した後、申告書と一緒に提出してください。

## IV 評価額の計算方法から納税まで

### 1. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

固定資産税（償却資産）における評価額の最低限度は、取得価額の5%と定められているため、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。具体的には次ページ【計算例】を参照してください。

#### ア 前年中に取得した資産(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)

$$\text{取得価額} \times \text{前年中の取得分の減価残存率} = \text{評価額}$$

#### イ 前年前に取得した資産(令和5年1月1日以前)

$$\text{令和5年度評価額} \times \text{前年前の取得分の減価残存率} = \text{評価額}$$

固定資産税(償却資産)に係る減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分
		(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)
1	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

※rとは、当該償却資産の耐用年数に応じる減価率です。

## 【計算例】

取得価額 300,000 円、取得時期令和 5 年 9 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

### (1) 減価残存率表から

前年中に取得した「耐用年数 4 年」の資産の減価残存率 = 0.781

前年前に取得した「       」の資産の減価残存率 = 0.562

### (2) 減価残存率を次のように式にあてはめる

令和 6 年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和 7 年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和 8 年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和 9 年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和 10 年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和 11 年度 = 23,372円 × 0.562 = ~~13,135円~~ → 15,000円

(最低限度額)

※令和 11 年度の評価額は、取得価額 (300,000 円) の 5 % 未満となりますが、固定資産税 (償却資産) の評価額は取得価額の 5 % を最低限度額としているため、このパソコンが事業用に使用されている期間の評価額は、令和 11 年度以降は 15,000 円となります。

## 2. 価格の決定

市長は 3 月 31 日までに、上の計算方法により算出した評価額を令和 6 年度の償却資産の価格として決定します。

決定した償却資産の価格等は償却資産課税台帳に登録され、その旨が公示されます。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後、3 か月以内に、藤沢市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。

## 3. 税額の算出方法

上記の計算方法により算出した**価格の合計**を「**課税標準額**」といい、この課税標準額から次の計算により固定資産税額を算出します。

なお、課税標準額が**150 万円未満**の場合は課税されません。(免税点)

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	固定資産税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	-----------	---	------------------------

## 4. 納期及び納付方法

固定資産税は、通常 4 回の納期 (5 月、7 月、9 月、12 月) に分けて納めていただくことになります。お支払いは、便利な口座振替、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・クレジットカード納付 (地方税お支払サイト) がご利用いただけます。

詳しくは、納税課 0466-50-3509 (直通) までお問い合わせください。

## V よくある質問

### 固定資産税(償却資産)の申告にかかるよくある質問(F A Q)

#### ■申告全般について

#### Q 1 償却資産とは何ですか？

A 1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業に使用される資産で、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

個人法人を問わず、事業をされている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で所有する事業用の資産を、その資産が所在する市町村に申告しなければならないことになっています。

#### Q 2 申告書の書き方がわかりません。

A 2 藤沢市役所資産税課にお越しいただけますと、詳しくご説明させていただきます。

申告書を作成するには、本人確認書類と固定資産台帳などの資料が必要となります。

1月中旬～2月上旬にかけては窓口が大変混雑しますので、12月～1月上旬に来庁いただければお待たせすることが少ないかと思えます。

#### Q 3 償却資産はなぜ申告しなければいけないのですか？

A 3 償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難なため、地方税法第383条において、償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産を申告する義務を定めています。このため、確定申告とは別に償却資産の申告をしていただく必要があります。

#### Q 4 該当する資産を所有していない場合でも申告が必要ですか？

A 4 「該当する資産を所有していない」という申告をしていただく必要があります。

該当する資産をお持ちでない場合は、申告書の右下にある「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「4. 該当資産なし」に○を付けてご提出ください。

#### Q 5 去年と資産の内容が変わっていないが、今年も申告が必要ですか？

A 5 「資産の増減がない」という申告をしていただく必要があります。

資産の増減がない場合は、申告書の右下にある「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「3. 昨年中の資産の増減なし」に○を付けてご提出ください。

※申告省略はがき送付者を除く。

#### Q 6 昨年中に廃業・解散・市外転出をしました。今年は申告しなくてもいいですか？

A 6 「廃業・解散・市外転出をした」という申告をしていただく必要があります。

廃業・解散・市外転出をした場合は、申告書の右下にある「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「5. 廃業・解散・転出等」に○を付け、廃業・解散・転出等を行った年月をご記入の上、ご提出ください。

#### Q 7 市内事業者だが、藤沢市以外に所在する資産も申告する必要がありますか？

A 7 藤沢市以外に所在する償却資産については、資産の所在する市町村ごとにご申告ください。

#### Q 8 わずかな償却資産しか所有していないので、課税されないと聞きましたが、申告しなければいけませんか？

A 8 償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書をもとに課税標準額を算出し決定しますので、資産の多少に関わらず申告いただく必要があります。

**Q 9 償却資産の申告をしなかった場合はどうなりますか？**

A 9 地方税法及び藤沢市市税条例により過料を科す規定があります。また、不申告の方には、税務署で国税資料を閲覧するなどして、償却資産の所有状況を把握させていただくことがあります(法第 354 条の 2)。  
【参考】地方税法第 386 条及び藤沢市市税条例第 51 条第 4 項の規定に基づき 10 万円以下の過料

**Q 10 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要がありますか？**

A 10 税務署への申告は、所得税・法人税の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税（償却資産）の税額を算定するための申告とは異なります。このため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、償却資産申告書を市役所に提出する必要があります。

**Q 11 法人税・所得税は非課税ですが、償却資産の申告はしなければいけないですか？**

A 11 地方税法第 348 条の規定で固定資産税（償却資産）が非課税とされない限り、償却資産は課税の対象となりますので、別途償却資産の申告はしていただく必要があります。

**Q 12 12月中に申告してしまいたいのですが、受理してもらえますか？**

A 12 1月1日現在の資産状況に間違いがないということであれば申告いただいてもかまいません。  
ただし、申告後に増減等があれば修正申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

**Q 13 郵便で申告する場合は、必ず返信用封筒を入れなければいけませんか？**

A 13 市役所が受け取ったことを確認する「收受印」を押した申告書控えの返送が必要な方だけ、返信用封筒の同封をお願いします。

複写式申告用紙（種類別明細書も同じ）の 3 枚目が義務者控えとなっていますので、ご自分で剥がして保管していただければ、返信用封筒は必要ありません。

返信用封筒が入っていない場合は、控えが入っていたとしても返送はいたしません。

**Q 14 会社の決算が終わった後に申告書を提出してもいいですか？**

A 14 償却資産申告書の法定提出期限は、地方税法第 383 条に「毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について（中略）1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」と規定されているため、会社の決算期に関わらず、1 月 31 日までにご申告をお願いいたします。

**Q 15 申告書は F A X で送っても良いですか？（スキャンした画像等のメール送信も同じ）**

A 15 印字が不鮮明となりやすく、誤送信の恐れがあることから、F A X での申告は受理できませんのでご理解ください。エルタックスというインターネット・サービスを利用すれば、郵送することなく申告することができますので、ご検討ください。エルタックスの内容については、エルタックスのホームページをご確認ください。

**Q 16 電算申告をしているが、資産の数が膨大なので、データで資産明細を提出しても良いですか？**

A 16 データでの資産明細の收受は行っておりません。必ず紙の資産明細書の提出をお願いいたします。  
ただし、エルタックスを利用して申告いただければ、紙の資産明細書を添付する必要はありませんので、ご利用を検討ください。

**Q 17 昨年中に法人が合併や分割をし、1 月 1 日現在は別の新しい法人になっています。どのような申告が必要ですか？**

A 17 新しい法人の償却資産の申告をする場合には、申告書の右下備考欄に合併・分割等の年月日を記載

し、前法人の資産を引き継いだものがあれば、引き継いだ資産だとわかるよう記載してください。  
また、前法人がすでに解散している場合は、前法人解散の申告もあわせてお願いいたします。

**Q18 申告した後に、修正しなければいけないことがわかりました。どのような手続きが必要ですか？**

A18 正しい内容で再度申告書の提出をお願いします。提出の際は申告書の欄外に朱書きで「修正申告」と記入し、申告してください。

**Q19 申告後、市から何か連絡はありますか？**

A19 申告内容に疑義等があるときは、電話にてお問い合わせさせていただきますので、申告書の「6. この申告に応答する者の係及び氏名」欄にご記入をお願いします。

申告内容を精査し、課税標準額（各資産の評価額の合計）が150万円以上であれば5月上旬に納税通知書を送らせていただきます。課税されない場合は、特に通知等は送りません。

**■資産について**

**Q20 使っていない資産も申告は必要ですか？**

A20 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。従いまして、使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いいたします。

**Q21 減価償却が終わった償却資産の申告は必要ですか？**

A21 申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の5%となり、耐用年数を過ぎ減価償却が終わった償却資産も事業に使用している限り申告が必要となります。

**Q22 リース資産は誰が申告するのですか？**

A22 リース会社などから借りている資産で、所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することとなります。（ただし、割賦購入で代金の完済していない資産は、買い主が申告することとなります。）

なお、平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引が税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、法的な所有者自体が変更される訳ではないので、従来と同様に原則として所有者であるリース会社が申告者となります。

**Q23 福利厚生施設など、収益事業と関わりがない資産も申告する必要がありますか？**

A23 企業が従業員のために設置している医療施設、寄宿舎、娯楽施設等の福利施設にかかる資産については、間接的とはいえ企業としてその事業の用に供するものであると認められますので、申告の必要があります。

**Q24 少額資産は申告の対象になりますか？**

A24 少額資産については、取得価額が同じでも償却資産の申告が必要かどうかは、会計処理の選択によって異なります。

次の資産は申告の必要はありません。

- ・10万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産
- ・20万円未満の資産のうち、税務会計上「3年間の一括償却」を行う資産
- ・ファイナンス・リース取引にかかるリース資産で、該当リース資産の所有者が該当リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降）

4ページをご参照ください。

**Q25 耐用年数がわからないのですが。**

A25 減価償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により定められています。

なお、償却資産の評価に用いる耐用年数は、固定資産評価基準第3章第1節八により、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

**■税額について**

**Q26 来年度の税額はいくらになりますか？**

A26 いただいた申告書の内容をもとに、税額の計算をさせていただきますので、税額については5月上旬に発送する納税通知書にてご確認ください。

増減申告方式で申告されている方は、資産の増減がない場合、申告書と一緒に送りした「償却資産種類別明細書(A4白黒印刷)」の「本年度 評価額」の合計額に、税率の1.4%を掛けるとおよそその税額が出ます。

**Q27 都市計画税も課税されるのですか？**

A27 償却資産に都市計画税は課税されません。都市計画税は土地と家屋のみが対象とされています。

**Q28 年の途中で廃業した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか？**

A28 固定資産税は、毎年1月1日時点の資産の保有状況によって、1年分の税額を確定します。このため、年の途中で廃業した場合であっても1月1日時点で事業の用に供する状態で資産を所有していた場合は、1年分の税額全額をお支払いいただく必要があります。

**■納税通知書について**

**Q29 申告したが納税通知書が届かないのですが。**

A29 同一人が藤沢市内に所有する償却資産の課税標準額が、150万円に満たない場合には、税額が発生しないため、納税通知書は発行されません。

**Q30 固定資産税の納税通知書は再発行できますか？**

A30 納税通知書の再発行はできません。

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた方は、市長より賦課処分されたという法的効果が発生します。

すでに名宛人に対し、市長より納税通知書が送達されており、更に納税通知書を再発行し送付すると、納税義務者の方に2度賦課処分を行ったこととなります。

再発行はできませんので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

**【納付書の再発行】**

金融機関等でお納めいただくための納付書の再発行については、納税課にて行っています。

## 提出先 及び 問い合わせ先

藤沢市役所 資産税課 課税担当（本庁舎4階）

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

※書き方等、不明の点はご連絡ください。

電話 0466-25-1111（内線2351）

0466-50-3511（直通）

FAX 0466-50-8405

電子メール fj-sisanzei@city.fujisawa.lg.jp

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記入はされていますか？  
（わかる場合は、記入をお願いします。）
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加の事由欄（1～4）の記入はされていますか？
- 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入はされていますか？  
（「＊」で印字されている場合は除く。）



〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所  
資産税課 行

（償却資産申告書在中）

このラベルを切り取って、申告書送付の際ご利用ください。

※郵送費のご負担をお願いします。

※本市の收受印を押した申告書控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（返信先を明記し切手を貼付）を同封してください。